

【資料2】

令和6年度人材投資促進事業（eラーニング講座）業務委託仕様書

1 目的

eラーニング講座による学び直しの機会を提供することにより、就職氷河期世代の正規雇用への転換や、在職者等のスキルアップを支援することを目的とする。

2 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日まで

3 本事業の対象者

- ①秋田県内に在住する、平成5年（1993年）から平成16年（2004年）の間に学校卒業期を迎えた世代で、令和6年4月1日時点の年齢が概ね38歳から53歳までの者であって、非正規雇用として就労中又は無業状態にある者（以下、「就職氷河期世代」という。）
- ②秋田県内に在住する、上記①以外の就労中又は無業状態にある者（以下、「在職者等」という。）

4 業務委託内容

（1）受講者の募集・受付・管理

「3 本事業の対象者」を効果的に募集し、円滑に受講受付・調整・決定等すること。

ア 本事業の対象者を募集するため、Web広告等の効果的な手段を事業者が提案し、実施すること。

イ 受付フォーム等を作成して、受講者の受付、登録等を行うこと。また、受講者の受付に際し、本事業の趣旨を説明し、対象者であることが確認できる仕組みを整えること。

ウ 受講者毎にアカウントを発行する等により、受講者の講座受講状況が把握できるようにすること。

（2）eラーニング講座の実施

就職氷河期世代の正規雇用への転換や、在職者等のスキルアップを支援するため、基礎的な学習から高度なスキルの習得等に向けたeラーニング講座を提供すること。

ア 講座開設日

7月上旬を目途として、県と受託者が協議のうえ決定する。

イ コース別人数

①基礎コース 400名（うち200名は就職氷河期世代の枠とする）

②高度コース 100名

ウ 講座の内容

講座内容は次表を参考とし、基礎コースと高度コースに分け、具体的に提案すること。

なお、本事業の目的に合致する内容であれば、受託者が有する既存のeラーニング講座コンテンツの利用や再委託による講座の提供も可とする。

基礎コース	<ul style="list-style-type: none"> ・資格取得（日商簿記、宅建、FP、ITパスポート等） ・PCスキル（Microsoft Office等） ・社会人基礎力 ・語学力
高度コース	<ul style="list-style-type: none"> ・DX・GX ・生成AI・プログラミング ・WEBマーケティング・デザイン

エ 講座の時間数

1回あたり60分を目安とする。

オ 受講後の活動状況の調査

eラーニング講座受講者について、講座内容等に関するアンケートを行い、集計結果を報告すること。また、受講後の資格取得、就職・転職等就労状況を調査の上、報告すること。

カ 成果目標

実受講者数 500名

5 他の支援施策及び支援機関との連携

本事業の参加者に対して、秋田県及びその他の機関が実施する就職氷河期世代支援施策や支援機関の利用を誘導する等、積極的な協力・連携を図ること。

6 県への提出書類

(1) 工程表等の提出

契約締結後速やかに、作業工程表、業務管理責任者及び各業務担当者一覧を提出すること。

(2) 月次報告

受託者は、毎月、eラーニングの利用状況（登録者数や受講状況等）を整理した事業報告書を、原則翌月10日までに県に提出すること。

その他、県から実施状況等について報告を求められた場合、受託者は求められた事項について速やかに報告すること。

(3) 実績報告

委託業務が完了したときは、直ちに、以下の書類等を提出し、委託者の検査を受けること。

ア 実績報告書

毎月の月次報告を取りまとめた書類を、令和7年2月28日までに県に提出すること。

イ 成果物

- ・受講者名簿及び受講に関する記録
- ・eラーニング講座のデータ（本事業の委託料で新たに作成した場合）
- ・eラーニングに関するアンケート結果
- ・資格取得、就労状況に関する調査報告書

7 契約に関する条件等

(1) 再委託等について

ア 受託者は、委託業務の全てを一括して第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、委託業務の一部を第三者に委託することができるが、その場合は再委託する業務内容等について事前に書面にて協議し、県の承認を得ること。

(2) 成果物の帰属等

本事業に関する成果物に関する著作権その他権利は、すべて県に帰属するものとする。

(3) 機密の保持

受託者は、委託業務（再委託をした場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示及び漏洩について、万一問題が発生した場合は、受託者が責任を持って対応すること。契約終了後も同様とする。

(4) 関係法令の遵守

受託者は、委託業務（再委託をした場合を含む）を履行する上で、著作権・肖像権その他いかなる権利も侵害しないこと。万一問題が発生した場合は、受託者が責任を持って対応すること。

(5) 会計帳簿

本事業に係る経理は、3の本事業の対象者ごとに、他の経理と明確に区分して会計帳簿及び証拠書類を整備するものとし、本委託業務が終了した日の属する会計年度の終了後5年間、これを保存すること。

なお、本事業は国の「地域就職氷河期世代支援加速化交付金」を活用することから、関係する規定を確認し、遵守すること。また、会計検査院の实地検査等の対象となるため、实地検査等が行われるときは協力すること。

8 その他

(1) 本業務が完了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決、本業務の履行のため必要な事項などは、必要の都度、受託者と県が打ち合わせを行いながら進めていくこととなるため、打ち合わせが実施可能な体制を整えること。

(2) 業務の概要は現時点での予定であり、受託者と協議の上、変更することがある。

(3) その他、この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定するものとする。